

三重県障害福祉サービス事業者等監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）第48条、第49条、第50条、第51条の27、第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法（以下「福祉法」という。）第21条の5の21、第21条の5の22及び第21条の5の23の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等設置者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設設置者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害福祉サービス事業者であった者若しくは障害福祉サービス事業者の従業者であった者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う自立支援給付、障害児通所給付及び障害児入所給付（以下「自立支援給付等」という。）に係る障害福祉サービス等（以下「自立支援給付等対象サービス」という。）の内容並びに自立支援給付等に係る費用の請求に関して行う監査の基本的事項を定めることにより、自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、障害福祉サービス事業者等の自立支援給付等対象サービスの内容等について、支援法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29並びに福祉法第21条の5の22及び第21条の5の23に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくは疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主眼とする。

(監査対象の選定)

第3条 監査は、次の情報等から指定基準違反等が疑われる場合に、行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 市町、相談支援事業者等へ寄せられる苦情
- ウ 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 運営指導において確認した情報

支援法第10条第1項及び福祉法第21条の5の21により指導を行った市町並びに支援法第11条第2項及び福祉法第21条の5の21、第24条の15の規定により指導を行った三重県が確認した指定基準違反等

(実施体制)

第4条 監査は、子ども・福祉部福祉監査課の職員が所属長の指示を受け、実施する。

なお、必要に応じて、障がい福祉課の職員についても所属長の指示を受け、実施する。

2 監査は3名以上の者をもって行い、そのうち1名は、原則として課長補佐級以上の職にある者を充てる。

(監査の方法等)

第5条 監査の方法については次のとおりとする。

(1) 報告等

指定基準違反等の確認について必要と認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(2) 市町による実地検査等

ア 市町からの情報提供等

市町が障害福祉サービス事業者等について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を受けるものとする。

なお、自立支援給付等対象サービスに関して、複数の市町に關係がある場合には、三重県が総合的な調整を行うものとする。

イ 市町から運営基準違反等を確認した旨の通知があったときは、速やかに第8条から第10条に定める措置を取るものとする。

(3) 監査実施通知等

対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができるものとする。

ア 監査の根拠規定

イ 監査の日及び場所

ウ 監査担当者

(4) 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、調書を作成する。

(復命書の作成)

第6条 監査担当者は、監査の内容について調書を作成し、問題点等を明確にしたうえで、速やかに復命するものとする。

(監査結果の通知等)

第7条 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項に

については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

- 2 監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等に対して、改善結果の報告を求める事項については、文書により報告させるものとする。
- 3 監査結果通知については、関係機関にも送付する。

(行政上の措置)

第8条 監査において基準違反等が認められた場合は、支援法49条及び第50条、第51条の28及び第51条の29並びに福祉法第21条の5の22及び第21条の5の23に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

障害福祉サービス事業者等に支援法第49条第1項、第2項及び第51条の28第1項並びに福祉法第21条の5の22第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令した場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、支援法第50条第1項各号及び同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）、第51条の29第1項各号及び福祉法第21条の5の23第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

2 前項各号の措置を行ったときは、関係機関に通知する。

(聴聞等)

第9条 監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁

明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条2項の各号にいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(経済上の措置)

第10条

- (1) 励告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付等の全部又は一部について当該自立支援給付等に関する市町に対し、支援法第8条第1項及び福祉法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。
- (2) 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として支援法第8条第2項及び福祉法第57条の2第2項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。
- (3) 返還の対象となった自立支援給付等対象サービスに係る利用者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、市町に対して、当該障害福祉サービス事業者等から当該自己負担額を利用者等に返還するよう指導するものとする。
また、当該市町に対して、当該障害福祉サービス事業者等から当該利用者等あてにその旨通知するよう指導するものとする。
- (4) 不正利得の徴収等（返還金）にかかる事実が認められ、これにかかる返還金が生じた場合における返還期間は、原則として過去5年間とする。

(連絡調整会議)

第11条 この要綱に定める監査の円滑な実施と効果的な連携を図るため、子ども・福祉部内に「指導監査調整会議」を置く。

2 「指導監査調整会議」に必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年 5月10日から施行する。
平成22年 2月22日から施行する。
平成23年 5月18日から施行する。
平成24年 4月 1日から施行する。
平成24年10月 5日から施行する。
平成25年 5月21日から施行する。
平成30年 4月 2日から施行する。
令和 6年 4月 1日から施行する。